

第49期

定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時20分）

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 2階 曙の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4973/>



目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役7名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 当社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	

(添付書類)

事業報告	1 2
計算書類	2 4
監査報告書	2 7

証券コード 4973
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都練馬区北町三丁目10番18号
日本高純度化学株式会社
代表取締役
会長兼社長 渡 辺 雅 夫

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

本招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
2. 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「個別注記表」とで構成されています。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

記

日 時	2020年6月19日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時20分)
場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 2階 曙の間 (末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
目 的 事 項	<p>報告事項</p> <p>第49期 (自2019年4月1日至2020年3月31日) 事業報告及び計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 当社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人は、当社定款第16条により本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。(https://www.netjpc.com/)
- 新型コロナウイルス等の感染予防のため、当日の運営スタッフはマスク・手袋を着用して対応させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

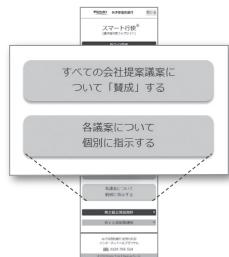
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

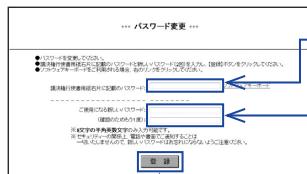
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>わた なべ まさ お 渡 辺 雅 夫 (1940年1月26日生)</p>	<p>1965年4月 日本トレーディング株式会社入社 1977年10月 同社機械建設本部 部長代理 1986年5月 当社入社 取締役社長 1999年5月 代表取締役社長 2009年6月 代表取締役会長 2020年4月 代表取締役会長兼社長 (現任)</p>	189,300株
<p><取締役候補者とした理由> 渡辺雅夫氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献してまいりました。引き続き豊富な経験と実績、強いリーダーシップと決断力のもと、さらなる当社の活性化に貢献することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>しみず しげ き 清 水 茂 樹 (1943年10月2日生)</p>	<p>1966年4月 三菱化学株式会社入社 1999年4月 同社フェロー 1999年12月 当社入社 技術本部長 2002年6月 取締役 2003年6月 常務取締役 2006年4月 専務取締役 技術部・製造部管掌 2008年6月 代表取締役副社長 技術部・製造部管掌 2009年6月 代表取締役社長 2020年4月 取締役相談役 (現任)</p>	70,800株
<p><取締役候補者とした理由> 清水茂樹氏は、技術、製造の管掌として豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献してまいりました。引き続き豊富な経験と実績を活かしさらなる当社取締役会の活性化に貢献することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>こ さか さとる 小 坂 悟 (1953年7月8日生)</p>	<p>1978年 4月 富士通株式会社入社 1998年12月 同社経理部主計グループ担当部長 兼 広報室 I R担当部長</p> <p>2000年 6月 同社通信事業推進本部経理部長 2002年 6月 同社監査部長兼監査役室長 2006年 6月 富士通アクセス株式会社取締役C F O常務執 行役員 2012年 4月 株式会社富士通システムズ・ウエスト常勤監査 役 2014年 6月 当社常勤監査役 2016年 6月 取締役財務経理部長 (現任)</p>	7,200株
<p><取締役候補者とした理由> 小坂悟氏は、他の会社で培った財務・経理の知識、経験並びにI R活動に関する知見を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任</p> <p>きよ はら よし ぞう 清 原 歓 三 (1971年2月23日生)</p>	<p>2000年 4月 当社入社 2014年10月 技術部部長代理 2016年 4月 営業部長 2017年 6月 取締役営業部長 (現任)</p>	4,600株
<p><取締役候補者とした理由> 清原歓三氏は、お客様のニーズを把握しスピード感を持って商品開発や営業活動に携わり貢献してまいりました。これまでの経験や知見を活かし、さらなる当社取締役会の活性化が期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p>新任</p> <p>こ じま とも ゆき 小 島 智 敬 (1972年8月9日生)</p>	<p>1996年 4月 当社入社 2014年10月 経営企画部長部長代理 兼 事業企画部部長代 理 2016年 4月 経営企画部長 2016年 8月 製造部長 2019年 4月 経営企画部長 兼 品質保証部長 (現任)</p>	15,900株
<p><取締役候補者とした理由> 小島智敬氏は、入社以来、技術部門・品質保証部門・経営企画部門等に携わり、会社に貢献してまいりました。当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	再任 社外取締役 独立役員 ほやし けん じ ろう 林 健 二 郎 (1940年1月17日生)	1962年4月 野村證券株式会社入社 1965年4月 株式会社野村総合研究所入社 1993年6月 同社代表取締役副社長 2000年6月 N R I データサービス株式会社顧問 2003年6月 当社非常勤監査役 2019年6月 当社非常勤取締役 (現任)	6,000株
<社外取締役候補者とした理由> 林健二郎氏は、経済、金融全般に精通した知識、経験があり、当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
7	再任 社外取締役 独立役員 おお はた やす とし 大 畑 康 壽 (1951年8月28日生)	2006年9月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役 2011年4月 株式会社アバージェンス代表取締役 2011年11月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長 2012年4月 株式会社アバージェンス監査役 (現任) 2012年9月 株式会社カワニシホールディングス取締役 2015年9月 同社常務取締役 2016年1月 株式会社エクソーラメディカル代表取締役社長 (現任) 2017年9月 株式会社カワニシホールディングス専務取締役 (現任) 2019年6月 当社非常勤取締役 (現任)	1,000株
<社外取締役候補者とした理由> 大畑康壽氏は、国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 当社は、林健二郎氏、大畑康壽氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 林健二郎氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - 大畑康壽氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役の松岡俊夫氏が辞任により退任いたしますので監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、横松勝巳氏は退任監査役松岡俊夫氏の補欠として選任となりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>新任 社外監査役 独立役員</p> <p>よこまつ かつみ 横松 勝巳 (1958年9月19日生)</p>	<p>1981年4月 富士通株式会社入社 2000年4月 同社通信事業推進本部ソフトウェア開発管理部長 2005年7月 同社プロダクト事業推進本部事業企画部長代理 2008年7月 富士通テレコムネットワークス株式会社経営企画室長 2009年6月 同社取締役執行役員経営企画室長兼務 富士通株式会社ネットワーク事業企画本部事業企画室員 2013年6月 同社取締役常務執行役員 2019年4月 同社執行役員常務</p>	0株
<p><社外監査役候補者とした理由> 横松勝巳氏は、他の会社で長年にわたり経営に参画し、事業・経営企画及びマネジメントに関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横松勝巳氏の監査役選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。なお、第1号議案「取締役7名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける当社取締役は7名（うち社外取締役は2名）となります。当社取締役への新株予約権の割当数は、150個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会においてご承認いただいた「年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）」とします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役及び使用人
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式35,000株を上限とする。
なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\frac{\text{調整後株式数}}{\text{調整前株式数}} = \text{分割又は併合の比率}$$
 - (3) 発行する新株予約権の総数
350個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う）
 - (4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
 - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(6) 新株予約権行使期間

2022年7月1日から2025年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められない。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

- (9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合においては増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の扱い
組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する会社又は合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (12) 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の公正価額の算定方法
新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (14) その他の条件は、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

以 上

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の日本経済は米中貿易戦争による輸出減少にもかかわらず、上期までは堅調な個人消費と設備投資に支えられて景気拡大を維持しました。しかし、下期は異常気象と消費税率引き上げに加え、新型コロナショックで6年半に及んだ戦後最長景気に幕を閉じました。世界経済も世界貿易の縮小で、春以来、生産が減少に転じ、在庫調整に加えて設備投資の減少で世界景気に陰りが広がりました。こうした中で米国に次いで欧州や新興国が相次いで金融緩和に転じ、米中貿易協議の第一段階合意成立に加え、景気の先行指標の半導体サイクルが底入れするなど、世界景気の減速に歯止めが掛かり始めた矢先、新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われました。中国で始まった感染拡大は瞬間に世界的大流行になり、国境封鎖や外出自粛でヒトとモノの移動が止まり、世界貿易の急減、生産活動の停止、サプライチェーンの混乱に加え、需要急減で戦後最大級の景気急落局面を迎えるに至りました。

電子部品業界におきましては、米中貿易戦争、日韓関係悪化に加え新型コロナウイルスの蔓延による世界的な外出自粛などにより車や通信機器の生産縮減が報じられる中、原材料メーカーへの影響は不透明な状況になっております。

当社におきましては、当期は新型コロナウイルス蔓延による世界的な外出自粛に伴う生産縮減の影響は限定的に留まっております。プリント基板・半導体搭載基板用めっき薬品は堅調に推移し、コネクタ用めっき薬品の販売も改良しためっき薬品の投入により拡販が進みました。リードフレーム用めっき薬品の販売数量は伸び悩みましたが、貴金属パラジウム価格の高騰に伴い販売額は増加する結果となりました。

その結果、売上高は12,969百万円(前期比24.9%増)、営業利益は1,034百万円(前期比2.1%増)、経常利益は1,165百万円(前期比0.9%増)、当期純利益は858百万円(前期比1.7%増)となりました。

最終用途品目別の状況は次のとおりであります。

(プリント基板・半導体搭載基板用)

スマートフォン向けのプリント基板や半導体パッケージ基板に適用される貴金属めっき薬品は、技術的な優位性により販売は堅調に推移し、さらに貴金属価格の高騰もあり、売上高は4,606百万円と前期比25.9%の増収となりました。

(コネクタ・マイクロスイッチ用)

マイクロコネクタ用硬質金めっき薬品の販売については、スマートフォン向け及び車載向けや産業機械向けの需要が順調に推移し、売上高は2,463百万円と前期比25.1%の増収となりました。

(リードフレーム用)

リードフレーム用パラジウムめっき薬品の販売は、貴金属パラジウム価格の高騰を受けて売上高5,621百万円と前期比24.7%の増収となりました。

(その他)

時計装飾用等の売上高は279百万円と前期比14.6%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が主力基盤とする半導体・電子部品市場は、グローバル規模での発展を維持しており、当社の販売先であるメーカーの多くは、この広大な市場に適応していくために、新技術を生み出す開発力を競い合っております。

このような状況の中、当社はエレクトロニクス業界に特徴あるめっき薬品を供給し、世界のエレクトロニクス市場において、テクニカルベースのマーケティングを行い、お客様のニーズに応え続ける企業となる事が課題であると認識しており、以下を基本方針としております。

①21世紀型ファインケミカル企業への成長

20世紀型のエンジニアリング（工学）を基礎にコスト・売上高を競うマスケミカルの世界から脱却し、ケミストリ（化学）を基礎に科学的に理論武装した製品で高機能・高収益を競う21世紀型のファインケミカル企業として、競合他社との差別化を目指します。

こうしたファインケミカルにおける最も重要な資産は、資金やプラント能力ではなく、開発力とマーケティング力であり、即ち“新分野に積極的にチャレンジする人材の確保”を最優先に考え、積極的に採用活動を進めています。

②技術・営業の基本方針

当社の競争相手は貴金属めっき薬品業界だけでなく卑金属めっき薬品業界も含まれます。したがって、技術開発の基本方針は、貴金属めっきのタイムリーな改良によるシェアの維持拡大と、貴金属／卑金属にこだわらず業界として技術的に未完成的なテーマを厳選して推進していくことです。

営業の基本方針は、当社製品の優位性をアピールし、景気動向、業界動向の波とは別にハイエンド製品のデファクトスタンダード化を推進していくこと（シェア獲得、粗利増大）、新規アプリケーションへの参入、海外市場に重点を置いた拡販を図ることです。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第46期 2017年3月期	第47期 2018年3月期	第48期 2019年3月期	第49期 2020年3月期
売上高	8,229,550	10,668,455	10,380,734	12,969,564
経常利益	1,002,907	1,179,824	1,155,247	1,165,180
当期純利益	716,613	829,099	844,011	858,127
1株当たり当期純利益 (円.銭)	124.44	144.13	146.36	148.58
総資産	11,153,925	13,385,274	11,799,178	12,645,016
純資産	9,548,276	11,101,283	10,220,001	10,750,939
1株当たり純資産額 (円.銭)	1,649.86	1,911.18	1,749.52	1,834.00

- (注) 1. 第49期の状況につきましては、前記(1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。
2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、電子部品のプリント基板（パッケージ基板を含む）、コネクタ及びリードフレーム等の接点・接続部位に使用される貴金属めっき薬品の開発、製造及び販売を主な事業内容としております。特にプロセスアドバンス及びアフターフォロー等までも含めた総合的な提案・提供を行っており、ユーザーのニーズに密着した製品の開発、製造及び販売に努めております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本社及び工場 東京都練馬区北町三丁目10番18号

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	0名	38.5歳	11.1年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員3名及びパートタイマー5名は含まれておりません。

- (10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,780,200株 (自己株式537,000株を除く)
- (3) 当期末株主数 4,679名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ブ ロ ー ド ピ ー ク	367,000株	6.35%
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT	283,400	4.90
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT O M N I B U S A C C O U N T	270,100	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	265,500	4.59
渡 辺 雅 夫	189,300	3.27
下 田 益 弘	189,300	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	146,200	2.53
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	135,200	2.34
ワ タ ナ ベ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	118,300	2.05
シ チ ズ ン 時 計 株 式 会 社	116,800	2.02

- (注) 1. 当社は、自己株式537,000株を保有しておりますが、当該株式については会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。また、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	渡 辺 雅 夫	
代表取締役社長	清 水 茂 樹	
常 務 取 締 役	井 川 匡 弘	
取 締 役 財 務 経 理 部 役 長	小 坂 悟	
取 締 役 取 締 役 部 役 長	清 原 歆 三	
取 締 役	林 健 二 郎	
取 締 役	大 畑 康 壽	(株)エクソーラメディカル代表取締役社長 (株)カワニシホールディングス専務取締役
常 勤 監 査 役	山 本 徳 男	
監 査 役	松 岡 俊 夫	
監 査 役	徳 岡 浩	

- (注) 1. 林健二郎氏、大畑康壽氏は社外取締役であります。
 2. 山本徳男氏、松岡俊夫氏、徳岡浩氏は社外監査役であります。
 3. 取締役の林健二郎氏及び大畑康壽氏、監査役の山本徳男氏、松岡俊夫氏、徳岡浩氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役 山本徳男氏は、他の会社で長年にわたり経理・経営企画等の業務や経営に携わっており、豊富な経験と財務・会計に関する十分な知見を有しております。
 5. 当期中の異動
 2019年6月21日 監査役 中野聡氏は辞任により退任いたしました。
 6. 2020年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	異動後の地位
渡辺 雅夫	代表取締役会長兼社長
清水 茂樹	取締役相談役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	182,516	154,584	－	27,932	7
社外取締役	9,140	8,784	－	356	4
計	191,656	163,368	－	28,288	11
監査役 (社外監査役を除く)	－	－	－	－	－
社外監査役	21,564	21,564	－	－	6
計	21,564	21,564	－	－	6

- (注) 1. 上表には、2019年6月21日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。また、この報酬とは別に、2014年6月20日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てのための報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第35期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員との兼職状況

社外取締役大畑康壽氏は(株)エクソーラメディカルの代表取締役社長及び(株)カワニシホールディングスの専務取締役を兼任しております。なお、(株)エクソーラメディカル、(株)カワニシホールディングスは、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	林 健二郎	当事業年度において、2019年6月21日に監査役を退任するまでに開催された取締役会2回の全て、監査役会4回の全てに出席しております。また、2019年6月21日に取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大 畑 康 壽	2019年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 本 徳 男	2019年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全て、監査役会9回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松 岡 俊 夫	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	徳 岡 浩	2019年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全て、監査役会9回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬等について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底するために「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任し、「コンプライアンス・オフィサー」は、倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
- (2) 監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
- (3) 執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。

取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
 - (2) 取締役・監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実を図る。
 - (3) 個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」、「危機管理方針」にもとづき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則月1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
 - (2) 取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
 - (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
 - (4) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」を設置し、意思決定の客観性と透明性を高める。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
 - (3) 監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
 - (1) 監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

- (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
 - (3) 会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
 - (4) 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。
8. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め基本方針としております。また必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための運用状況
取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、取締役会で審議・決定される事項のうち、特に重要なものについては経営会議にて事前に検討し付議しております。重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにしております。指名報酬諮問委員会を設置し、当社の経営体制、後継者育成計画等についての提言を取締役会に行っております。
2. リスク管理等に関する運用状況
取締役・常勤監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」にて全体的なリスク管理を実施しております。リスクの管理状況は、適時、取締役会及び経営会議に報告しております。内部監査室は定期的を実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証しています。その監査結果を取締役会、監査役に報告し、必要に応じて会計監査人にも報告を行っております。情報の保存及び管理について、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。また、経営企画部を中心として社内各部署に対しコンプライアンス・リスク管理の徹底を図るため、適時、規程を見直し、社内基本規程の周知徹底の取り組みを推進しております。
3. 監査役への報告に関する体制の運用状況
常勤監査役は経営会議、リスク・マネジメント委員会等の重要な会議に出席し運用状況を確認しております。また、会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制をとっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、収益状況に応じて株主様への還元を柔軟に行うことを基本方針としております。

当社の経営基盤強化のための内部留保については十分な蓄積が出来ているものと考えております。また、中長期的成長路線は今後とも継続していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、上記方針のもと、1株当たり80円（うち中間配当金40円）とさせていただきます。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,699,829	流 動 負 債	918,879
現金及び預金	4,494,088	買掛金	585,577
受取手形	33,403	未払金	53,313
電子記録債権	93,287	未払法人税等	167,389
売掛金	1,828,147	前受金	12,090
商品及び製品	188,758	賞与引当金	61,458
原材料及び貯蔵品	789,819	設備関係未払金	3,806
前払費用	7,070	その他	35,244
未収消費税等	256,343	固 定 負 債	975,197
その他	9,146	長期未払金	248,232
貸倒引当金	△234	繰延税金負債	687,079
固 定 資 産	4,945,186	資産除去債務	39,886
有形固定資産	155,077	負 債 合 計	1,894,077
建物	52,676	(純資産の部)	
機械及び装置	4,613	株 主 資 本	8,611,948
車両運搬具	506	資 本 金	1,283,196
工具、器具及び備品	97,281	資 本 剰 余 金	1,027,846
無形固定資産	108,162	資本準備金	1,026,909
ソフトウェア	105,628	その他資本剰余金	937
ソフトウェア仮勘定	2,068	利 益 剰 余 金	7,552,522
電話加入権	466	その他利益剰余金	7,552,522
投資その他の資産	4,681,945	別途積立金	4,900,000
投資有価証券	4,635,129	繰越利益剰余金	2,652,522
長期前払費用	4,805	自 己 株 式	△1,251,617
差入保証金	36,562	評価・換算差額等	1,988,966
その他	5,448	その他有価証券評価差額金	1,983,858
資 産 合 計	12,645,016	繰延ヘッジ損益	5,108
		新 株 予 約 権	150,024
		純 資 産 合 計	10,750,939
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,645,016

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,969,564
売 上 原 価		10,854,167
売 上 総 利 益		2,115,397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,080,580
営 業 利 益		1,034,816
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	70	
受 取 配 当 金	125,393	
雑 収 入	5,262	130,726
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	360	
雑 損 失	1	361
経 常 利 益		1,165,180
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,219	1,219
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	65	65
税 引 前 当 期 純 利 益		1,166,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	318,040	
法 人 税 等 調 整 額	△9,833	308,207
当 期 純 利 益		858,127

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,283,196	1,026,909	-	1,026,909	4,900,000	2,256,266	7,156,266
当 期 変 動 額							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			937	937			
剰 余 金 の 配 当						△461,871	△461,871
当 期 純 利 益						858,127	858,127
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	937	937	-	396,255	396,255
当 期 末 残 高	1,283,196	1,026,909	937	1,027,846	4,900,000	2,652,522	7,552,522

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,271,740	8,194,631	1,901,115	1,685	1,902,800	122,569	10,220,001
当 期 変 動 額							
自 己 株 式 の 取 得	△153	△153					△153
自 己 株 式 の 処 分	20,277	21,214					21,214
剰 余 金 の 配 当		△461,871					△461,871
当 期 純 利 益		858,127					858,127
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			82,742	3,423	86,166	27,454	113,620
当 期 変 動 額 合 計	20,123	417,316	82,742	3,423	86,166	27,454	530,937
当 期 末 残 高	△1,251,617	8,611,948	1,983,858	5,108	1,988,966	150,024	10,750,939

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日本高純度化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 高 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高純度化学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

日本高純度化学株式会社	監査役会
常勤監査役 山本 徳男	㊟
監査役 松岡 俊夫	㊟
監査役 徳岡 浩	㊟

(注) 監査役全員（3名）は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内



会場

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 2階 曙の間
電話 03-3980-1111 (代)

交通

池袋駅

- ・JR山手線、埼京線
- ・東京メトロ丸ノ内線、有楽町線、副都心線
- ・東武東上線
- ・西武池袋線

- ① 南口より徒歩2分
- ② JR線メトロポリタン口より徒歩1分
- ③ 西口より徒歩3分
- ④ 副都心線2a出口より徒歩3分

新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ

多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。株主様の議決権はご出席いただく他に、郵送またはインターネット等によって行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。また、ご出席の株主様は、マスクのご着用等、ご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

日本高純度化学株式会社

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

